

東浦町公民館等の利用について

東浦町公民館等(メモリー とんがったスタイル 文化センター、各地区コミュニティセンター、藤江公民館)の利用について条件が変更となります。
(藤江は除く)

利用目的によって本申請時に提出書類が必要になる場合や、利用不可となる場合もあります。
下記および裏面の公民館利用条件(詳細)をご確認ください。

= 公民館利用条件(詳細) =

※ 2025 年4月1日利用分から適用

1 利用不可となるもの

- (1) 特定の政党の利害に関すること
 - ・ 特定政党员のみの研修、会議
 - ・ 特定政党の申請による支持獲得のための集会
- (2) 特定の宗教に関すること
 - ・ 特定宗教を信仰する団体を対象として行う宗教活動
 - ・ 宗教団体が一般住民に呼びかけて行う宗教活動
 - ・ 冠婚葬祭
- (3) 営利活動、または営利活動を支持すること
 - 【会社、商店等が行う活動】
 - ・ 商品の販売、商品の展示、注文、試食、実演等
 - ・ 社内会議、打ち合わせ
 - ・ 会社説明会、採用説明会、入社試験、採用試験、面接等
 - 【講師等(会員以外)が主宰する活動】
 - ・ 日常的な指導(教室)
 - ・ 技能検定試験、昇段試験

2 利用にあたり提出書類が必要なもの〔必要書類〕

- ・ 一般に呼びかけて行う政治学習会(勧誘等のない場合のみ)〔事業内容が分かるもの、収支予算・決算書〕
- ・ 後援会、励ます会等、特定の候補者に係る集会(勧誘等のない場合のみ)〔事業内容が分かるもの、収支予算・決算書〕
- ・ 一般を対象に政党または議員が行う議会報告会(勧誘等のない場合のみ)〔事業内容が分かるもの、収支予算・決算書〕
- ・ 一般教養的な宗教に関する学習会(勧誘等のない場合のみ)〔事業内容が分かるもの、収支予算・決算書〕
- 【会社、商店等が行う活動】
 - ・ 社員研修(一般的なもの)、社員の厚生事業〔事業内容が分かるもの〕
 - ・ 地域振興につながる事業〔事業内容が分かるもの、収支予算・決算書〕
- 【講師等が行う活動】
 - ・ 公益的活動と認められる発表会、展示会〔発表会等の内容が分かるもの〕
- 【社会教育関係団体が行う活動】
 - ・ 公益的活動と認められる即売会、バザー等〔事業内容が分かるもの、収支予算・決算書〕
- 【一般住民団体(サークル)が行う活動】※ 営利ではない場合のみ利用可
 - ・ 団体活動として作成した作品の販売〔事業内容が分かるもの、収支予算・決算書〕
 - ・ 料金を徴収する発表会等〔事業内容が分かるもの、収支予算・決算書〕
 - ・ 特定の会社、商店等を招いて行う商品説明、注文会〔事業内容が分かるもの〕
 - ・ キッチンカーを伴う、一般を対象に開催する発表会、イベント〔事業内容が分かるもの、収支予算・決算書〕

* 事業内容がわかるもの、収支予算書は、本申請時に利用願と一緒にご提出ください。

* 収支決算書は、事業終了後、ご提出ください。